

令和 6 年度
岩手県避難所運営デジタル化実証実験業務

企画提案審査要領

令和 6 年 4 月

岩 手 県

岩手県（以下「県」という。）が実施する「令和6年度 岩手県避難所運営デジタル化実証実験業務」（以下「本業務」という。）に係る委託候補者の選定は、公募型プロポーザル方式によって行うものとする。

委託候補者を選定するための企画提案書審査の概要については、次のとおりとする。

1 審査機関

- (1) 本業務に係るプロポーザルの審査については、審査・選考に係る委員会（以下「委員会」という。）において実施するものとする。
- (2) 委員会は、プロポーザルに参加しようとする者（以下「参加者」という。）参加者から提出された企画提案書等について、別途定める審査基準に基づき、審査を行い、その結果を県に報告するものとする。

2 審査項目及び配点

配点は100点満点とし、審査項目ごとの配点は次のとおりとする。

審査項目
(1) 事業目的（求められる成果等）【10点】
(2) 企画（提案内容の優位性）【40点】
ア 実証実験の内容等 20点
イ 避難所受付等システムの内容等 20点
(3) 事業効果（企画内容の実効性等）【20点】
(4) 業務履行能力（組織体制、業務実績等）【20点】
(5) 見積書（積算単価、数量、提案内容との整合性等）【10点】

3 審査方法及び県への報告方法

- (1) 審査は、企画提案書等及び参加者による委員会の場でのプレゼンテーションに基づいて行うものとする。
- (2) 参加者が6者を超える場合には、委員会の一次審査部会において、企画提案書による審査（以下「第1審査」という。）を実施し、上位と評価された6者により、委員会において、企画提案書等及びプレゼンテーションに基づく審査を行うものとする。
- (3) 参加者が6者以下であった場合には、第1審査は実施しないものとする。なお、参加者が1者のみであった場合にも、委員会において企画提案書等及び参加者によるプレゼンテーションに基づく審査を実施し、本業務を実施するにふさわしいか否かを評価し、その旨を県に報告するものとする。
- (4) 委員会の委員は、企画提案書等及び参加者によるプレゼンテーションに基づき、個別の審査基準ごとに評価を行い、審査基準等に評点を記入するものとする。
- (5) (4)の評点の合計点に基づき、委員ごとに上位3者まで順位点（1位－5点、2位－3点、3位－1点）をつけ、それを委員会で合計した総得点により順位をつけて、県に報告するものとする。
なお、総得点が同点の場合には、総評点の高い者を上位者とするものとする。

審査項目、審査観点及び配点

審査項目		審査観点	配点	
事業目的	事業目的	・業務の趣旨、内容等を理解し、的確な提案となっているか。	10	10
提案のあった業務の内容が優れていること	企画	・避難所運営にデジタル技術を活用することの効果や課題等を的確に洗い出す内容となっているか。 ・本業務効果をさらに高めるための独自の提案があり、その内容が実現可能なものとなっているか。	40	20
		・避難所受付等システムについて、仕様書の内容も踏まえ、的確な内容となっているか。 ・本業務効果をさらに高めるための独自の提案があり、その内容が実現可能なものとなっているか。		20
	事業効果	・企画内容に実効性があり、的確であって特に優れ、評価すべき内容であるか。	20	20
業務を適正かつ確実に履行できる能力を有していること	業務履行能力	・提案内容を適正かつ確実に履行することが可能な組織体制が構築されているか。 ・これまでの業務実績等から、必要なノウハウを持っていることが認められるか。	20	20
	見積書	・積算単価や数量は妥当なものであるか。 ・提案内容との整合性があるか。	10	10
合 計			100	